

(目的)

第1条 本規程は、「障害者基本法」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」並びにその他の法令の定めに基づき、障害に基づく差別をなくし、障害の種別や程度によって修学の機会を損なうことのないよう、くらしき作陽大学・作陽短期大学（以下、「本学」という。）において障害のある学生への支援を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「障害のある学生」とは、障害者基本法第2条第1号に規定する身体障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む。）、その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。）（以下、「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあり、本人が支援を受けることを希望し、かつ、本学においてその必要性が認められた学生（科目等履修生、聴講生、研究生を含む）及び本学に入学を希望する障害のある者をいう。

(責務)

第3条 学長は、障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な障害学生支援推進のための具体的方策を講じる。

- 2 学部長（短期大学においては学科長）は、当該部局において障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、本規程により策定される具体的支援を実施する。
- 3 教職員は、障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、本規程により策定される具体的支援の実施、及び合理的配慮の提供に努める。

(合理的配慮の提供)

第4条 本学は、障害のある学生から支援を受けることの意味の表明があった場合において、その具体的支援の実施に伴う負担が過重でないときは、当該学生の権利利益を侵害することとならないよう、個々の状況に応じて、必要かつ合理的な配慮をするように努める。

- 2 本学は、具体的支援の実施に伴う負担が過重であると認められるか否かの判断について、個別の事案ごとに以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的かつ客観的な判断に努める。
 - (1) 事務・事業・教育への影響の程度（事務・事業・教育の目的・内容・機能を損なうか否か）
 - (2) 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
 - (3) 費用・負担の程度
 - (4) 事務・事業規模
 - (5) 財政・財務状況
- 3 本学が具体的支援の実施に伴う負担が過重であると認めた場合は、障害のある学生との建設的対話を通じて、理由を説明し理解を得られるように努める。

(支援の申し出)

第5条 障害のある学生は、入学前または入学後の原則として指定された期限（前期開始時からの支援希望は前年度12月末、後期開始時からの支援希望は6月末）までに、必要な支援の要請を申し出るものとする。

- 2 本学に入学を希望する者からの支援の申し出は、入試広報室が受理し、障害者手帳又はそれに準ずる障害があることを示す診断書等を基に、障害内容及び意思について、十分な聴取を行う。
- 3 前項以外の支援の申し出は、学生支援室が受理し、学生・学修支援委員会、当該学生が所属する学部学科等、及び学生支援室において、障害者手帳又はそれに準ずる障害があることを示す診断書等を基に、障害内容及び意思について、十分な聴取を行なう。

(支援内容の策定)

第6条 学生・学修支援委員会（入学を希望する者の場合は全学入試委員会）は、障害のある学生からの支援の申し出に対し、その教育的ニーズと意思を十分尊重した上で、関係各部局と協議し、支援内容を策定する。

(合意の形成)

第7条 支援内容は障害のある学生の合意を得て策定し、学部教授会または短期大学教授会の意見を聴き、学長が決定する。学生・学修支援委員会（入学を希望する者の場合は全学入試委員会）は、当該学生に対し支援内容について十分な説明の機会を設け、共通理解及び合意の形成を図る。

(支援の実施)

- 第8条 支援は、障害のある学生が所属する学部（短期大学においては学科）が、主たる責任を持って実施する。
- 2 学生・学修支援委員会は、支援が円滑に行なわれるよう、関係部局間の調整を行なう。
 - 3 学生・学修支援委員会は、支援の実施にあたって、関係部局間の連絡、必要に応じて、学外機関との連携等を行なう。
 - 4 学生・学修支援委員会は、支援が円滑かつ継続的に行なわれるよう、学生及び教職員からの相談に的確に応じ、支援の課題の解決に努める。

(合理的配慮に係る事務)

第9条 合理的配慮に係る事務は、学生支援室が行う。

(改正)

第10条 この規程の改正は、学部教授会または短期大学教授会の意見を聴き、学長が決定する。

附 則 この規程は、令和5年9月20日から施行する。